

# 平成 23 年度事業計画（概要）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 1. 社会福祉諸制度の改革への対応

### <情勢認識>

政府は、社会保障制度とその財源について、平成 23 年 6 月を目途として方向性を示すこととしている。そうしたなか、引き続き介護保険制度・介護報酬改定、「障がい者総合福祉法」（仮称）、「子ども・子育て新システム」の法制化等に向けた検討など、社会福祉関連諸制度の見直しに関する論議が進められる。

一方、地方分権改革、規制・制度改革として、補助金の一括交付金化や社会福祉施設の最低基準の制定等にかかる権限の基礎自治体への移譲、施設・入所系サービスの再編、構造改革特区・総合特区等、社会福祉の根幹を揺るがすこととなる検討が引き続き進められる。

これらの動きに対応し、本会では、政策委員会および都道府県・指定都市社会福祉協議会（以下「社協」という）、種別協議会等組織との連携・協働のもと、国における制度検討への積極的な政策提言を進めていくことはもとより、各都道府県段階における要望活動との連携・協働を強化していく必要がある。

また、こうした情勢のなか、社会福祉法人、社協がその存在意義を明らかにし、地域において複雑・多様化する福祉課題に対応していくために、『全社協 福祉ビジョン 2011』において示した「行動方針」に沿った活動を積みあげつつ、全国の社協組織、関係団体ならびに本会が一体感をもって推進すべき活動の具体化を進めていく。

### <23 年度の取り組み>

#### (1) 『全社協 福祉ビジョン 2011』の具体化への取り組み

- ・ 『全社協 福祉ビジョン 2011』における提言内容のさらなる普及とその実現、政策委員会構成組織間で申し合わせた「行動方針」に沿った活動の推進に向けて、関係組織との協働のもと、①社会保障・社会福祉の財源確保の働きかけ、②新たなニーズに対応するための制度内サービスの調整、制度外の福祉サービスの実施の推進、③社会福祉法人等の今日的役割、機能の再検討、④貧困問題、新たな福祉課題に対応するための社会福祉法人等による総合相談・支援の仕組みの推進、等に取り組む。
- ・ また、その具体化に取り組むうえで必要となる各分野の政策課題や実践事例等について検討、調査研究活動等を進める。

## (2) 社会福祉協議会の存在意義についての整理、発信

- ・ 地方公共団体での事業仕分けや事業評価といった取り組みのなかで、社協の存在意義も問われている。平成 23 年は、社会福祉事業法制定（社会福祉協議会法定化）60 周年の年である。これを契機に、今日的な社協の存在意義をあらためて整理し、全国の社協組織がネットワークを活かして推進すべき活動方針を打ち出すとともに、多様な広報媒体等を通じて社会への積極的発信を行う。

## (3) 地方分権改革への対応

- ・ 一括交付金（仮称：地域自主戦略交付金）制度の導入は、社協や福祉施設にも大きな影響を及ぼすものと見込まれる。そのため本会として地方分権改革に関する情報収集や論点整理および都道府県における必要な取り組みを一元的に進める体制をつくり、適時適切な意見表明等を行うなど、対応強化を図る。

## (4) 社会福祉法人・福祉施設の今日的役割、機能の再検討

- ・ 高齢者、障害者、児童の各分野の制度改革の検討においては社会福祉法人・福祉施設の役割と機能が問われている。そこで、『全社協 福祉ビジョン 2011』を踏まえ、あらためて社会福祉法人・福祉施設や社協をも交えての今日的な役割を再検討するとともに、地域における福祉推進の中核として、協働による具体的な福祉活動の展開を働きかける。

## (5) 新たな子ども家庭福祉施策の拡充に向けた検討

- ・ 「子ども・子育て新システム」の法制化に向けた検討状況を踏まえつつ、保育制度や社会的養護のあり方等に関して、子どもたちの最善の利益の確保のため、幅広い関係者の参画のもと、新たな子ども家庭福祉施策の構築に向けた検討、提言を行い、その実現を働きかける。

## (6) 新たな障害保健福祉制度の検討への対応

- ・ 新たな制度の検討に対して、事業者及び利用者双方の立場から望ましい制度のあり方について、本会としての提言を行い、制度設計への反映を働きかける。

## (7) 介護保険制度改革への対応

- ・ 平成 24 年の制度改革に向け、事業者及び利用者等、多様な関係者との意見交換を通じて、本会としての提言を行い、その実現を働きかける。

## (8) 社会福祉法人に対する経営支援の推進

- ・ 規制・制度改革等において、多様な社会福祉事業の担い手にかかる議

論が進められるなか、あらためて社会福祉法人が良質な福祉サービスを提供し、地域の多様な福祉需要に応えるべく公益的な取り組みを一層推進していくことをめざし、全国経営協による「社会福祉法人発展・強化プロジェクト」事業を推進する。

- ・ 社会福祉法人会計基準の改正に対応し、法人・施設、社協それぞれの円滑な移行支援に向けて、関連図書の刊行や研修会の開催、モデル経理規程の策定等を行う。

## **2. 低所得者・失業者等への生活支援の強化**

### **<情勢認識>**

厳しい経済・雇用情勢が長引くなかにあって、失業者や低所得者対策は引き続き重要な課題である。その対策の一つとして役割を果たしている生活福祉資金貸付制度に関しては、総合支援資金の貸付とともに、平成23年度にはその償還が本格化することから、今般とりまとめた「これからの生活福祉資金制度のあり方に関する検討会」報告ならびに緊急要望の内容を実現するための取り組みを進めていく。

また、新たな貧困問題等、地域における深刻な福祉課題に対応するため、生活福祉資金や日常生活自立支援事業をはじめとする社協の総合相談機能を基礎として、民生委員・児童委員や福祉施設といった地域の関係者との連携を強化していく必要がある。

### **<23年度の取り組み>**

#### **(1) 生活福祉資金貸付制度と運営管理体制の改善**

- ・ 「これからの生活福祉資金制度のあり方に関する検討会」の報告ならびに「緊急要望」を踏まえ、制度および運営体制の改善を図るべく、働きかけを引き続き進める。
- ・ また、新たな生活福祉資金業務システムの導入とその移行を円滑に進めるとともに、都道府県社協における貸付債権の管理および償還体制強化の具体的取り組みを進める。
- ・ 新たな資金会計準則に関する説明会を実施し、円滑な移行支援を行う。

#### **(2) 地域における総合相談・生活支援システムの確立**

- ・ 市区町村社協における生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業をはじめ、既存の相談事業等を基礎とし、福祉施設等との協働により地域における相談体制の確立を図るとともに、『全社協 福祉ビジョン2011』を踏まえ、貧困問題等にかかる先駆的な取り組み事例を収集し、今後の推進方策を検討する。

### 3. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

#### <情勢認識>

社会福祉法施行から10年が経過し、苦情解決事業、第三者評価事業、日常生活自立支援事業等については、それぞれ事業運営上の現状と課題を整理し、あらためて今後の事業推進の方向性を検討する時期にある。

とくに、福祉サービスの質の向上の観点から、第三者評価事業の普及と受審事業者数の拡大を図る必要がある。また、運営適正化委員会事業の一層の活性化により、福祉施設・事業所における福祉サービス改善、質の向上に向けた取り組みの促進を図る必要がある。

一方、日常生活自立支援事業は利用者数が拡大傾向にあるが、一括交付金の動向を注視しつつ、今後の事業推進のあり方を検討し、提言・要望活動を展開することが必要となっている。また、社協における法人後見等の取り組みが広がってきているなか、地域における総合的な権利擁護体制の拡充を図ることが求められている。

さらに、一層深刻化する虐待問題について、予防・早期発見・早期対応に向けた必要な体制を構築すべく、民生委員・児童委員、福祉施設、市区町村社協関係者等の連携のもと対応策を検討し、具体的活動等につなげていく。

#### <23年度の取り組み>

##### (1) 福祉サービスの質の向上のための対応

- ・ 苦情解決事業について、引き続き都道府県運営適正化委員会支援に向けて情報提供や研修等を実施するとともに、各分野の苦情の実態を把握し、福祉サービスの質の向上に必要な具体的な取り組みにつなげる。
- ・ 全国段階の第三者評価事業推進組織として、評価調査者養成のための指導者研修の実施や評価基準の普及・更新とともに、種別協議会等との協働により福祉サービス事業者の積極的、主体的な受審促進に取り組む。
- ・ 介護サービス情報公表事業の見直し等に対応して、都道府県・指定都市段階での実施状況と課題を把握し、福祉サービス利用者等に必要な情報提供等の方策を検討する。

##### (2) 地域における総合的な権利擁護・日常生活支援体制の構築

- ・ 社協事業の柱となりつつある日常生活自立支援事業について、一括交付金等の動向を踏まえ、都道府県・指定都市社協と連携し、今後の普及展開のあり方、また成年後見制度との連携促進などに関する調査研究を実施し、必要な提言と具体的な活動展開方策を提示する。
- ・ 社協による成年後見制度の取り組みについては、『法人後見マニュアル』の普及を通じて社協での実施促進に取り組むとともに、成年後見制度の利用支援や市民後見人の育成支援に関する施策等の情報提供を行う。

### (3) 権利擁護・虐待防止の取り組みの推進

- ・ 高齢者、障害者、児童等、各分野における権利擁護活動推進のため、「権利擁護・虐待防止セミナー」を開催するとともに、「権利擁護・虐待防止白書 2012」を刊行する。
- ・ とくに、深刻さを増す児童虐待問題に関しては、その予防策（保護者支援）や早期発見、早期対応について、民生委員・児童委員、児童福祉施設、市区町村社協関係者等の連携のもとで進めるべき方策と活動を検討し、具体的な取り組みにつなげていく。

## 4. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

### <情勢認識>

所在不明の高齢者や中高年の孤立死等、地域のなかでの「つながり」の希薄化に起因する課題が顕在化するなか、社協が従来から取り組んできた小地域福祉活動を一層充実させ、多様な生活課題や福祉課題に対応していくことが期待されている。

民生委員・児童委員の一斉改選を受けて、新任民生委員や民児協運営に対する支援を含め、地域の最前線にあって、社協とともに地域福祉活動を担っている民生委員・児童委員の活動支援を一層積極的に展開する必要がある。

さらに「ボランティア国際年」から10年を迎え、地域の福祉の担い手を広げていくためにも、ボランティア・市民活動や福祉教育の推進も重要である。

### <23年度の取り組み>

#### (1) 地域における重層的な福祉活動とケア体制の構築

- ・ 地域における生活課題、福祉課題の広がりや介護保険制度見直しにおける地域包括ケア体制の推進などを踏まえ、日常生活圏域での住民参加による地域ケアのあり方を検討し、社協活動、介護保険サービス事業、住民参加活動等、重層的な地域ケア体制の構築を図る。
- ・ 安心生活創造事業等の実践事例をもとに、これからの小地域福祉活動や地域ケアのあり方を検討し、社協における取り組み方針や目標値等を定め、全国的な推進を図る。

#### (2) 民生委員・児童委員制度の意義と課題に関する発信

- ・ 民生委員の大臣委嘱の必要性についての理論構築、今日的活動、欠員問題をはじめとする民生委員制度に関わる課題を整理し、あらためて民生委員・児童委員制度の意義や今日的課題を広く関係者に提示する。
- ・ 新任民生委員や民児協運営に対する支援の取り組みを強化する。

### (3) ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ わが国の提案に基づく「ボランティア国際年」から 10 年を経て、ボランティア・市民活動への国民の理解と参加の一層の促進を図るべく、「ボランティア国際年+10」の推進や「広がれボランティアの輪」連絡会議を通して、各地でボランティア・市民活動関係者の協働体制による活動展開が活性化されるよう、働きかけを行う。
- ・ 「第 20 回ボランティアフェスティバル TOKYO」の開催（平成 23 年 11 月 12・13 日）。
- ・ 社協における福祉教育の推進強化に向けて、関係者の参画を得て、中期的展望に基づく推進方策を検討する。また、これまでの研究成果をもとに、「福祉教育実践ガイド(仮称)」を発行する。

### (4) 福祉分野における防災、災害救済活動の強化

- ・ 災害ボランティア活動推進のため、人材養成、関係機関・団体のネットワークの構築、情報提供の充実に取り組む。

## 5. 福祉・介護サービスを担う人材確保、育成への取り組み

### <現状認識>

都市部を中心に、福祉・介護分野の人材不足が続くなか、新卒者の確保とともに、潜在有資格者や経験者の再就労促進が必要であり、あわせて、現在、施設や事業所で働いている職員の定着が重要な課題となっている。福祉人材センターにおいては、職業紹介事業をはじめ、さまざまな事業に取り組んでいるが、これらの課題に対応するために、福祉分野での専門機関としての存在意義と役割の明確化を含め、一層の機能強化が求められている。

また、福祉・介護人材の確保・定着とともに、福祉サービスの質の確保、専門性の向上や医療・看護、心理等の専門職との協働が重要課題である。福祉職場における高い離職率の改善、福祉・介護人材のキャリア形成に対する支援等、福祉人材センター・バンクや研修実施機関による関係者への積極的な働きかけが不可欠である。

### <23 年度の取り組み>

#### (1) 福祉・介護人材の緊急確保に向けた取り組み

- ・ 「福祉・介護人材確保緊急支援事業」や「福祉・介護人材マッチング支援事業」等に関する都道府県福祉人材センターでの実施状況・課題を把握し、福祉・介護人材の確保・定着促進に向けた取り組み方針を提示する。

- ・ とくに国の時限的な予算措置である「介護福祉士等修学資金貸付事業」や「マッチング支援事業」等については、事業継続に向けて厚生労働省への働きかけ等に取り組む。

## (2) 福祉人材センターの機能強化

- ・ 都市部等における福祉・介護人材の確保を進めるため、職業紹介事業を中心に、都道府県福祉人材センター事業の充実を図る。
- ・ また、福祉人材センターの機能強化のため、主要事業にかかる先進県の取り組み事例の収集、提供を中心に、各センターでの取り組みを推進する。
- ・ 求人・求職者の利便性の向上とセンター業務の円滑化のため、「福祉人材情報システム（COOL システム）」の安定的な運営を行うとともに、次期システム更新に向けた検討を行う。

## (3) 中央福祉学院研修事業の充実

- ・ 国からの委託・補助研修(5 研修)、全社協独自研修(11 研修)それぞれについて、内容およびテキストの一層の充実とともに、公私社会福祉関係の受講者拡大に向けた関係組織との連携による周知活動を強化する。
- ・ 福祉・介護人材のキャリア形成に資する生涯研修体系について、標準研修プログラムと教材開発、実施方法を検討する。

## (4) 社協職員の養成・研修の推進

- ・ 社協法定化 60 周年を契機に、社協職員としての共通的な使命、役割を明らかにした「社協職員行動原則（仮称）」の普及を進め、社協活動の充実につなげる。
- ・ 都道府県・指定都市社協職員を対象に、必要に応じて、新任職員、中堅職員、管理職といった階層別の研修を実施する。
- ・ 市区町村社協職員研修の充実に向けて、都道府県・指定都市社協との連携による体系的な実施内容について検討するとともに、引き続き新任事務局長や基幹職員を対象とした研修の実施、新任職員研修のためのテキストの普及を行う。

## 6. 国際協力、出版・広報事業の充実、本会経営管理体制の強化

### <情勢認識>

わが国の社会福祉の充実とともに、民間社会福祉分野における国際交流、国際貢献は本会の重要な役割の一つである。27年にわたりアジア諸国からの研修生の受け入れをはじめとする交流、大規模災害発生時の支援活動を展開してきた。平成22年度から実施しているアジア社会福祉支援「修了生福祉活

動支援会員事業」の一層の拡充を図り、アジア社会福祉従事者研修の修了生の自国における福祉活動に対する支援を強化する。

社会福祉関係図書、雑誌の発行は、関係者への情報提供、実務・実践に関する知識・ノウハウ提供を通じたサービスの質の向上、事業者の経営支援の一助としての役割を有しており、刊行・企画の一層の充実と販売促進を図る。

また、社会福祉に対する国民的な理解促進、なかでも社協組織の周知や存在意義や活動実態をアピールするためには、積極的な広報活動が必要である。本会ホームページにおいて全国各地の福祉実践を幅広く紹介するとともに、マスコミ関係者との連携強化を図る。

また、本会と都道府県・指定都市社協との連携を一層強化し、社協組織が一体的に取り組むべき活動の方向性を示すとともに、それぞれの経営課題を共有化し、経営全般にかかる指針等を示していくことが求められている。

一方、事業の効果的、効率的な運営とともに、経営管理体制のさらなる強化に努める必要がある。これまでの成果を踏まえた事業の重点化、業務執行体制の一層の適正化に向けた内部統制機能の定着が重要となっている。

### <23年度の取り組み>

#### (1) アジア社会福祉支援「修了生福祉活動支援会員事業」の推進

- ・ アジア社会福祉従事者研修の推進とともに、研修を修了し自国に戻った研修生の活動を支援すべく、平成22年度に創設した「修了生福祉活動支援会員事業」について、種別協議会協議員に加え、社協関係者への呼びかけ等を進め、その一層の拡充を図る。

#### (2) 広報事業の充実・強化

- ・ 広報室を中心に、本会としての広報事業の充実を図る。とくに、マスコミ関係者との連携・協働の強化、一般市民への情報発信の具体化を図る。また、社協組織の広報力の強化に向けた取り組みを進める。
- ・ 全社協構成組織の活動状況を全社協ホームページで紹介するとともに、マスコミ関係者を対象としたプレスリリース（月1回）を行い、社会福祉現場の先駆的取り組みについて広く発信していく。
- ・ 多様な広報媒体を通じて、関係者に対する情報提供充実に取り組むとともに、市民向けの効果的な情報発信についても検討し、具体化を図る。

#### (3) 『月刊福祉』等、月刊誌の内容充実、販売強化

- ・ 購読部数の減少している月刊誌について、読者ニーズの分析等を踏まえた編集内容の充実とともに、販売強化およびコスト削減に取り組み、販売部数の増、月刊誌別の収入増に取り組む。

**(4) 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」の検討推進**

- ・ 都道府県・指定都市社協の経営環境が厳しさを増すなかにあつて、経営全般に関する指針や活動方策の検討を進めるとともに、分科会、作業委員会を通じた経営課題の検討を進め、対応策を提示する。

**(5) 新霞が関ビルの安定経営の確保・ロフォス湘南リニューアル工事の完成**

- ・ 新霞が関ビルの設備環境維持、LB階「灘尾ホール」の利用促進等を図り、安定経営を確保するとともに、法人としてのCO2排出削減の取り組みを推進する。
- ・ ロフォス湘南（中央福祉学院）リニューアルのための設備改修・更新工事を第一四半期に集中して実施し、上半期での完成を図る。

**(6) 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営**

- ・ 基金の安定運営のため、退職手当の要支給額に対する定期的な基本の充足率検証および財政再計算を進め、資産運用についての十分な留意とともに、加入団体に対する適宜、適切な情報提供を行う。

**(7) 業務執行体制の充実**

- ・ 本会業務執行体制の一層の適正化に向けて、さらなる内部統制機能の定着促進を図る。
- ・ 大規模災害等に備えた連絡体制、必要備品等の備蓄、業務システムのバックアップ体制の構築等、必要な態勢整備を進める。